

**役員選任決議の取消しを求める訴えの係属中に新たな役員が選任された場合の訴えの利益**

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和2年9月3日

【事件番号】 平成31年(受)第558号

【事件名】 総会決議無効確認等請求事件

【裁判結果】 破棄差戻し

【参照法令】 中小企業等協同組合法54条、会社法831条、民事訴訟法第2編第1章訴え

【掲載誌】 裁時1751号1頁

◆ LEX/DB 文献番号 25571033

名古屋大学准教授 川嶋隆憲

**事実の概要**

Yは中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合であり、XはYの組合員である。Xは、平成28年5月16日開催のYの通常総会で行われた理事および監事の役員選挙（以下「先行選挙」という）について、同法54条が準用する会社法831条1項1号に基づき、同年8月12日、その取消しを求める訴えを提起した（以下、同訴えに係る請求を「本件取消請求」という）。その後、平成30年5月28日、先行選挙で選出された理事によって構成される理事会がした招集決定に基づき、同理事会で選出された代表理事である理事長が招集するYの通常総会が開催され、同総会では、先行選挙で選出された理事および監事全員が任期満了により退任したとして、新たな理事および監事を選出する役員選挙（以下「後行選挙」という）が行われた。これを受けて、Xは同年7月26日、先行選挙中の理事の選出に関する部分を取り消す旨の判決の確定を条件に、後行選挙の不存在確認を求める請求（以下「本件不存在確認請求」という）を追加した。

原審は、要旨、①本件先行選挙の取消しを求める訴訟の係属中に、同選挙で選出された理事および監事全員が任期満了により退任し、本件後行選挙で理事および監事が新たに選出されたのであるから、特別の事情のない限り、本件先行選挙の取消しを求める訴えの利益は消滅する、②本件では本件後行選挙の不存在確認請求が追加されているが、本件先行選挙の取消しを認容する判決が確定

するまでは先行選挙は有効とされるのであって、事実審の口頭弁論終結時において本件後行選挙は適法であったのであるから、本件先行選挙の取消しを求める訴えの利益があるとはいえない、③本件後行選挙の不存在確認請求に係る訴えは、過去の法律関係の不存在について停止条件付きで確認を求める訴えであって不適法である、として、本件取消請求および本件不存在確認請求に係る訴えをいずれも却下した。これに対してXが上告受理の申立てをして、受理された。

**判決の要旨**

破棄差戻し。

「事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えの係属中に、後行の選挙が行われ、新たに理事又は監事が選出された場合であっても、理事を選出する先行の選挙を取り消す旨の判決が確定したときは、先行の選挙は初めから無効であったものとみなされるのであるから、その選挙で選出された理事によって構成される理事会がした招集決定に基づき同理事会で選出された代表理事が招集した総会において行われた新たに理事又は監事を選出する後行の選挙は、いわゆる全員出席総会においてされたなどの特段の事情がない限り、瑕疵があるものといわざるを得ない（最高裁昭和60年(オ)第1529号平成2年4月17日第三小法廷判決・民集44巻3号526頁、最高裁平成10年(オ)第1183号同11年3月25日第一小法廷判決・民集53巻3号580頁参照)。そ

して、上記の取消しを求める訴えのような形成の訴えは、訴え提起後の事情の変化により取消しを求める実益がなくなって訴えの利益が消滅する場合があるものの、上記の取消しを求める訴えと併合された訴えにおいて、後行の選挙について上記の瑕疵が主張されている場合には、理事を選出する先行の選挙が取り消されるべきものであるか否かが後行の選挙の効力の先決問題となり、その判断をすることが不可欠であって、先行の選挙の取消しを求める実益があるというべきである。

そうすると、事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えに、同選挙が取り消されるべきものであることを理由として後任理事又は監事を選出する後行の選挙の効力を争う訴えが併合されている場合には、上記特段の事情がない限り、先行の選挙の取消しを求める訴えの利益は消滅しないものと解するのが相当である。」

## 判例の解説

### 一 形成訴訟における訴えの利益

一定の法律要件（形成原因）の存在を主張し、それに基づく法律関係の変動を宣言する判決（形成判決）を求める訴えを形成の訴えといい、形成の訴えに始まる訴訟を形成訴訟という。権利義務の発生・変更・消滅等の法律関係の変動は、通常は一定の法律要件を満たすことにより当然に生じるものであるが、身分関係や社団関係など、法律関係の安定性や画一性の要請が強く働く法律関係については、法が特に規定を設けて当該法律関係の変動を裁判所の判決にかからしめることとしている。形成の訴えの対象とされる法律関係については、形成判決が確定することによって初めて、判決で宣言されたとおりの法律関係が形成されるのであって、このような形成判決のない限り、何人も当該法律関係の変動を主張することができないとされる。本件訴えは、中小企業等協同組合法54条（および同条が準用する会社法831条1項1号）に基づいて提起されたものであり、その訴えの性質は形成の訴えであると解される。

形成訴訟においても、訴えが適法であるためには、本案判決をする必要性ないし実益、すなわち訴えの利益を備えていることが必要である。上記のように、形成の訴えは、法が特に法律関係の変動のために裁判所の判決を必要とする場合を定め

たものであるから、法定の要件を具備して訴えが提起される限り、訴えの利益が認められるのが通常であるが、原告が形成判決を得ることにより実現しようとしていた目的が形成判決を得たとしても実現しえなくなった場合<sup>1)</sup>や、原告が形成判決によって得ようとしていた法律状態と同じ状態が実現してしまった場合<sup>2)</sup>など、訴え提起後の事情の変化により、訴えの利益が事後的に消滅するとされる場合がある<sup>3)</sup>。本件訴訟においては、先行選挙の取消しを求める訴えの係属中に後行選挙が実施され、新たな役員が選出されたという事情の下で、先行選挙の取消しを求める訴えの利益がなお失われぬか否かが問題となった<sup>4)</sup>。

### 二 役員選任決議の瑕疵を争う訴えの利益の事後的消滅

1 役員選任決議の取消しを求める訴えの利益<sup>5)</sup>に関するリーディング・ケースとして、最判昭45・4・2民集24巻4号223頁（以下「昭和45年最判」という）がある。同判決は、役員選任決議の取消しを求める訴訟の係属中に、その決議で選任された取締役ら役員がすべて任期満了により退任し、その後の株主総会の決議によって取締役ら役員が新たに選任された場合において、「特別の事情のないかぎり、決議取消の訴は実益なきに帰し、訴の利益を欠くに至るものと解するを相当とする」との原則論を述べた上で、上記「特別の事情」として、会社の利益のために訴えが提起された場合が含まれる旨を示唆しつつ、本件訴訟においてはそのような「特別の事情」の立証がないとして、結論において訴えの利益の消滅を肯定した。

上記昭和45年最判は、役員選任決議の取消しを求める訴訟の係属中に当該役員の全員が任期満了により退任し、新たな役員が選出されている点で本評釈事案と共通するが、同判決当時においては、後述する「瑕疵連鎖説」の考え方は未だ判例の採用するところではなく、先行決議の瑕疵が後行決議の瑕疵に影響することを想定していなかった可能性が指摘される<sup>6)</sup>ことに留意を要する。

2 本評釈事案と同様に、役員選任決議の瑕疵を争う訴え（決議の不存在・無効確認訴訟または決議取消訴訟）の係属中に当該瑕疵を理由とする後行決議の不存在確認の訴えが併合されたケースに

において、先行決議の瑕疵を争う訴えの利益の有無が問題となった事例として、最判平 11・3・25 民集 53 卷 3 号 580 頁（以下「平成 11 年最判」という）がある。

同判決において、最高裁は、先行する役員選任決議が存在しない場合には、いわゆる全員出席総会においてされたなどの特段の事情のない限り、その後の総会決議は連鎖的に不存在となる旨の解釈（最判平 2・4・17 民集 44 卷 3 号 526 頁参照。「瑕疵連鎖説」と呼ばれる<sup>7)</sup>）を前提として、そのような瑕疵の継続が主張される場合においては、「後行決議の存否を決するためには先行決議の存否が先決問題となり、その判断をすることが不可欠である」として、「先行決議の不存在確認を求める訴えに後行決議の不存在確認を求める訴えが併合されているときは、後者について確認の利益があることはもとより、前者についても、民訴法 145 条 1 項の法意に照らし、当然に確認の利益が存するものとして、決議の存否の判断に既判力を及ぼし、紛争の根源を絶つことができるものと解すべきである」と判示した。

3 上記平成 11 年最判は、先行決議の瑕疵を争う訴えが決議不存在確認の訴えである場合の訴えの利益について判示したものであるが、その後の下級審裁判例は、先行決議の瑕疵を争う訴えが決議取消しの訴えである場合についても、これと同様に解する傾向にある。東京高判平 30・9・12 金判 1553 号 17 頁は、「先行する役員選任又は解任決議の取消しを求める訴えに、……瑕疵の継続を主張して後行決議の不存在確認を求める訴えが併合されている場合であっても、……後行決議の存否を決するために先行決議の効力の有無が先決問題となる関係にあるならば、上記の理〔平成 11 年最判の論理〕は同様に妥当すると解される」とした原判決の判断を維持している。また、金沢地判平 31・2・19（判例集未登載<sup>8)</sup>）は、先行する役員選・解任決議の取消しの訴えのみが提起された事案であるが、「株主総会決議の瑕疵が取消事由にとどまる場合であっても、当該決議が判決により取り消された場合には、当該決議が、当該決議が有効であることを前提としてされた後行の決議等に連鎖し得ることは、先行決議が存在する場合と異なるものではない」ことなどを理由として、後行決議によって先行決議の取消しに係る

訴えの利益は消滅しないとしている。これらの裁判例に対する学説の評価も、一般論としては概ね肯定的であるといえる<sup>9)</sup>。

### 三 本判決の意義および考察

1 本判決は、先行決議（選挙）の取消しを求める訴えに後行決議（選挙）の不存在確認の訴えが併合されている場合において、先行決議の取消しを求める訴えの利益は特段の事情のない限り消滅しない旨を明らかにした、初めての最高裁判例としての意義を有する。本判旨は、瑕疵連鎖説の考え方を踏襲した上で、先行決議の瑕疵が後行決議に連鎖することを前提として先行決議の取消しと後行決議の不存在確認とが併合されているときは、前者の審理が後者の審理の先決問題として不可欠であるがゆえに取消しを求める実益は否定されないと論じる。このような本判決の論旨は、基本的には、前記平成 11 年最判の考え方を、決議取消訴訟の訴えの利益の判断にも推し及ぼしたものと考えられる。

2 決議不存在・無効確認の訴えと決議取消しの訴えは、いずれも認容判決に対世効があり（会社法 838 条）、当該決議は当初から効力を有しない（遡及効が否定されないことにつき、同 839 条参照）ものとして後行決議の存否に影響を及ぼす点において共通することからすれば、両者の間で訴えの利益の考え方について足並みを揃えておくことには合理性があるといえる<sup>10)</sup>。のみならず、決議取消しの訴えは形成の訴えであり、決議を取り消す旨の形成判決が確定するまでの間は何人も当該法律関係の変動を主張することはできないから、後行決議の存否を判断する前提として先行決議が取り消されるべきものであるか否かが問題となるときには、後行決議の不存在確認の訴えに先行して、または少なくとも同一手続内において<sup>11)</sup>、決議を取り消す旨の形成判決を取得することが不可欠であるといえる。また、役員選任決議の取消しの訴えについて、新たな役員が選任されている場合における訴えの利益を否定した昭和 45 年最判は、前述のように、先行決議の瑕疵が後行決議の存否に影響しないとの前提の下で示された判断として理解する余地があり、そうだとすれば、本件事案の直接の先例となるものではない<sup>12)</sup>。これらの点に鑑みると、先行決議の取消しの訴えに

後行決議の不存在確認の訴えが併合されたという本件事案において、平成11年最判と同様に、原則として訴えの利益を肯定した本判決の判断は首肯しうる。

本判決によれば、例外的に訴えの利益が消滅するのは、後行決議につき「いわゆる全員出席総会においてされたなどの特段の事情」がある場合であるが、この点は、先行決議の瑕疵の連鎖が切断される場合、換言すれば、後行決議が「適法」であることが先行決議の瑕疵の有無に関わらず肯定される場合をいうものであって<sup>13)</sup>、審理の結果、先行決議に瑕疵がないとされるがゆえに後行決議が「適法」と判断される場合を含むものではないと解される<sup>14)</sup>。前者のように先行決議の瑕疵が後行決議に連鎖しない関係にある場合においてはなお昭和45年最判が先例としての意味を持ちうるが、そのような瑕疵連鎖の切断が例外的なものであるとすると、本判決の論理は、役員選任決議の瑕疵を争う訴えの利益の事後的消滅を原則的に否定しない方向へと転換するものといえる。

3 本判決は、本件同様の事案において先行決議の取消しを求める訴えのみが単独で提起された場合の訴えの適否について、何らかの判断を示すものではない。この点は平成11年最判においても残された問題であったところ、先行決議の瑕疵を争うに際して後行決議の不存在確認の併合を要件とすることについては、原告に事実上の提訴強制を課す一方、被告会社に新たな決議を行うことで訴訟を引き延ばす手段を与えることになるなどの理由から、批判が強い<sup>15)</sup>。先行決議の瑕疵が後行決議に連鎖する関係にある場合においては、紛争の根源である先行決議の瑕疵の有無が判断されることで後行決議の存否を含む現在の法律上の紛争が解決する場合を想定しうること、また、後行決議の存否が蒸し返される場合には別途当該決議の不存在確認判決を取得する必要があるとしても、当該後訴においては前訴判決の既判力を前提とした審理判断が可能であると考えられることからすると、後行決議の不存在確認の併合が必要であるとまではいえないように思われる<sup>16) 17)</sup>。

●—注

1) 最大判昭28・12・23民集7巻13号1561頁、最判昭37・1・19民集16巻1号76頁など。

- 2) 後掲昭和45年最判のほか、最判昭57・9・28民集36巻8号1642頁など。
- 3) 判例・学説の状況につき、兼子一ほか『条解民事訴訟法(第2版)』(弘文堂、2011年)736頁以下[竹下守夫]、本間靖規「形成の利益」伊藤眞＝山本和彦編『民事訴訟法の争点』(有斐閣、2009年)104頁以下など。
- 4) 役員「選挙」と「選任決議」は同義ではないが、以下、役員選挙についても決議の効力を争う訴えに関する規定が適用されるとの理解を前提とする(事業協同組合における役員選挙の不存在確認の訴えにつき、最判平5・3・2民集47巻4号2833頁参照)。
- 5) 判例・学説の整理につき、受川環大「株主総会決議の瑕疵の連鎖と決議の瑕疵を争う訴えの利益」加藤哲夫先生古稀祝賀『民事手続法の発展』(成文堂、2020年)11頁以下参照。
- 6) 上原敏夫「判批」判評491号(2000年)45頁参照。
- 7) 最判平5・3・2民集47巻4号2833頁は、事業協同組合の総会決議の瑕疵について同旨の見解を採用する。
- 8) Westlaw Japan(文献番号2019WLJPCA02196007)参照。同判決の紹介として、田中亘「判批」ジュリ1551号(2020年)103頁以下。
- 9) 受川環大「判批」リマークス59号(2019年)85頁、田中・前掲注8)105頁参照。吉本健一「判批」金判1577号(2019年)5頁も、後行決議の効力を争う訴訟の提起を前提として、先行決議の取消しの訴えの利益を肯定する。
- 10) 両者を包括した検討が模索されるべき旨の指摘として、西理「民事訴訟法上のいくつかの論点について(下)」判時2126号(2011年)8頁参照。
- 11) 形成の効果に伴って生じる関連請求につき、形成の訴えと併合して審理判断を求めることは可能と解される(行訴法16条、人訴法32条参照)。
- 12) 上原・前掲注6)45頁、中島弘雅「判批」判タ1240号(2007年)84頁など参照。
- 13) 平成11年最判の理解に関して、八木一洋「判解」最判解民事篇平成11年度(上)302頁参照。
- 14) このことは、平成11年最判が、原審における実体審理の結果から先行決議が存在する(ゆえに後行決議の適法性も肯定される)ことを認定した上で、棄却判決をすべき旨を述べていることから推論される。中島・前掲注12)84頁も参照。
- 15) 上原・前掲注6)45頁、八木・前掲注13)310頁以下など参照。
- 16) 併合を不要とする見解として、受川・前掲注5)23頁、田中・前掲注8)105頁、田澤・後掲注17)129頁など。併合を必要とする見解として、西・前掲注10)9頁など。
- 17) 本判決の解説として、三浦康平「判批」新・判例解説Watch 文献番号z18817009-00-051381972(Web版2020年12月25日掲載)、田澤元章「判批」法教484号(2021年)129頁、越山和広「判批」法教485号(2021年)160頁など参照。